

介護職員等ベースアップ等支援加算の創設に伴う 介護予防・日常生活総合事業の要綱改正等について（報告）

1. 概要

令和4年度介護報酬改定に伴い、厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の一部が改正され、尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業における費用の額の算定に関する基準等を定める要綱等の一部の改正など、介護予防・日常生活支援総合事業に関する変更が生じたことから、社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会へ報告を行う。

2. 経緯と変更内容について

国において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降に介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設された。

当該加算の算定には、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系の整備や、資質向上のための計画を策定して研修の実施・研修の機会を確保すること、経験・資格等に応じて昇給する仕組み等の要件があり、処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していることが条件となる。

また、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。（資料3-2参照）

※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

3. 介護職員等ベースアップ等支援加算について

- ・ 専門型訪問サービス費（1月につき） サービス単位数の1000分の24
- ・ 標準型訪問サービス費（1月につき） サービス単位数の1000分の24
- ・ 介護予防型通所サービス費（1月につき） サービス単位数の1000分の11

4. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への影響について

介護職員等ベースアップ等支援加算の創設に伴う総合事業の要綱改正等に伴う増額給付費については、令和3年度の給付費減等で生じた基金を活用することで、第8期計画で定めた3か年の第1号保険料の歳出予算計画値内に収まる。（資料3-3参照）

5. 施行期日

令和4年10月1日

なお、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設に関する改定要綱・要領については資料3-4を参照

以 上